

釜石市再犯防止推進計画

令和6年3月

釜石市

目 次

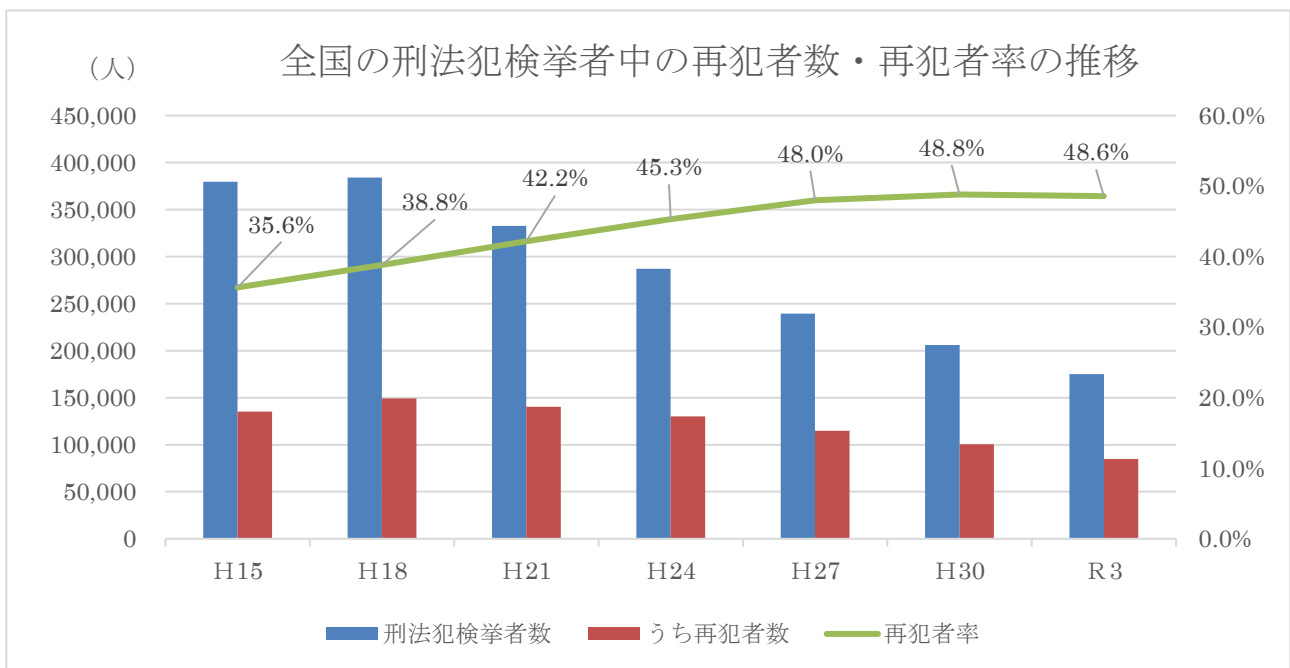
第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 再犯防止施策の計画の対象者	1
4 基本方針及び重点施策	2
5 計画期間	2
第2章 当市における再犯防止を取り巻く状況	3
1 再犯者の状況	3
2 検挙者の状況	4
3 更生保護活動に関わる状況	6
第3章 重点施策における取組事項	7
1 就労・住居の確保等	7
(1) 就労の確保	7
(2) 住居の確保	8
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	9
3 学校等と連携した非行防止の取組の推進	11
4 民間協力者の活動の促進、広報、啓発活動の推進等	12
5 国及び県、民間団体等の連携による支援	13
第4章 計画の推進	14
1 計画の推進体制	14
参考資料	15

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

平成28年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地方公共団体は、再犯防止施策を進める責務と、国の「再犯防止推進計画」を勘案し「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務として課せられており、再犯を防止するためには、就労、住居、保健医療や福祉など、生活する上で一番身近な市町村の社会復帰に向けた支援が重要であることから、本市の実情を踏まえ「釜石市再犯防止推進計画」を策定するものです。



<出典：法務省>

2 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

また、上位計画である釜石市総合計画及び釜石市地域福祉計画、保健・医療・福祉と密接な関わりを持つ他の計画との整合性を図ってまいります。

3 再犯防止施策の計画の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」（以下「犯罪をした人等」という。）をこの計画の対象者とします。

4 基本方針及び重点施策

この計画では、国や県における再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした人等が、地域社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することが出来るようにすることにより、市民の犯罪被害を防止することを基本方針とするとともに、次の重点施策に取り組みます。

<重点施策>

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した非行防止の取組の推進
- 4 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進等
- 5 国及び県、民間団体等の連携による支援

5 計画期間

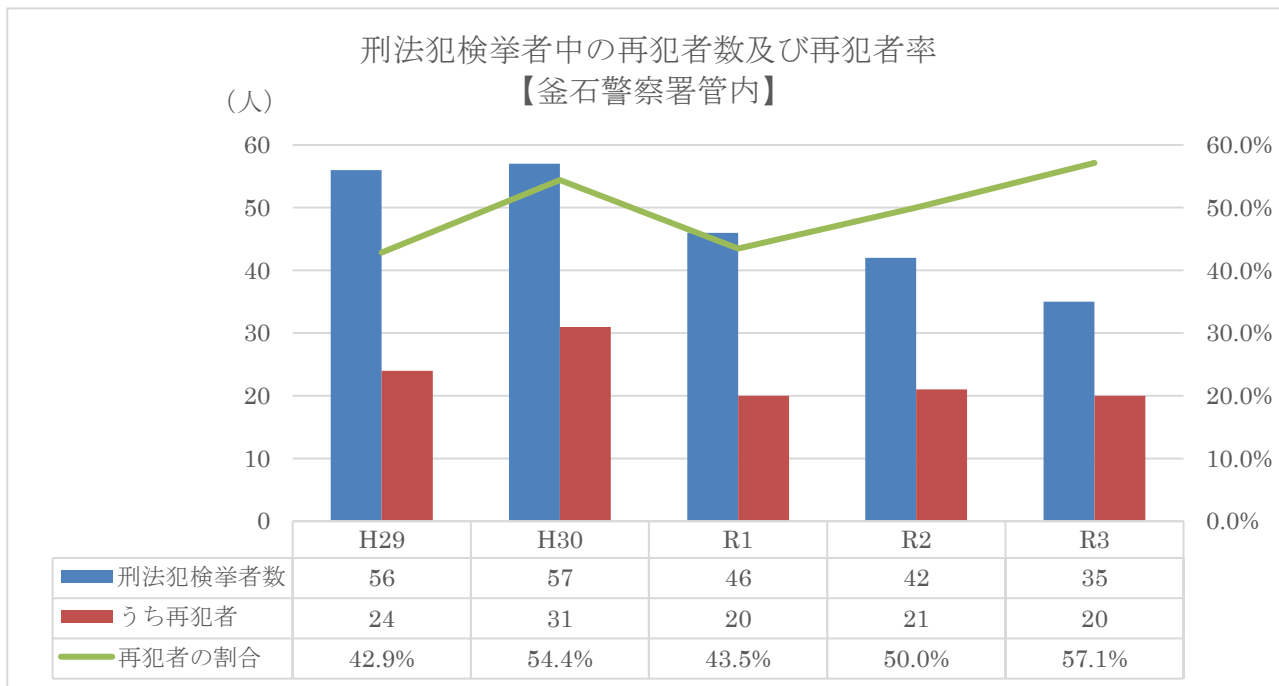
計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国や岩手県の計画の見直し、本市の再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

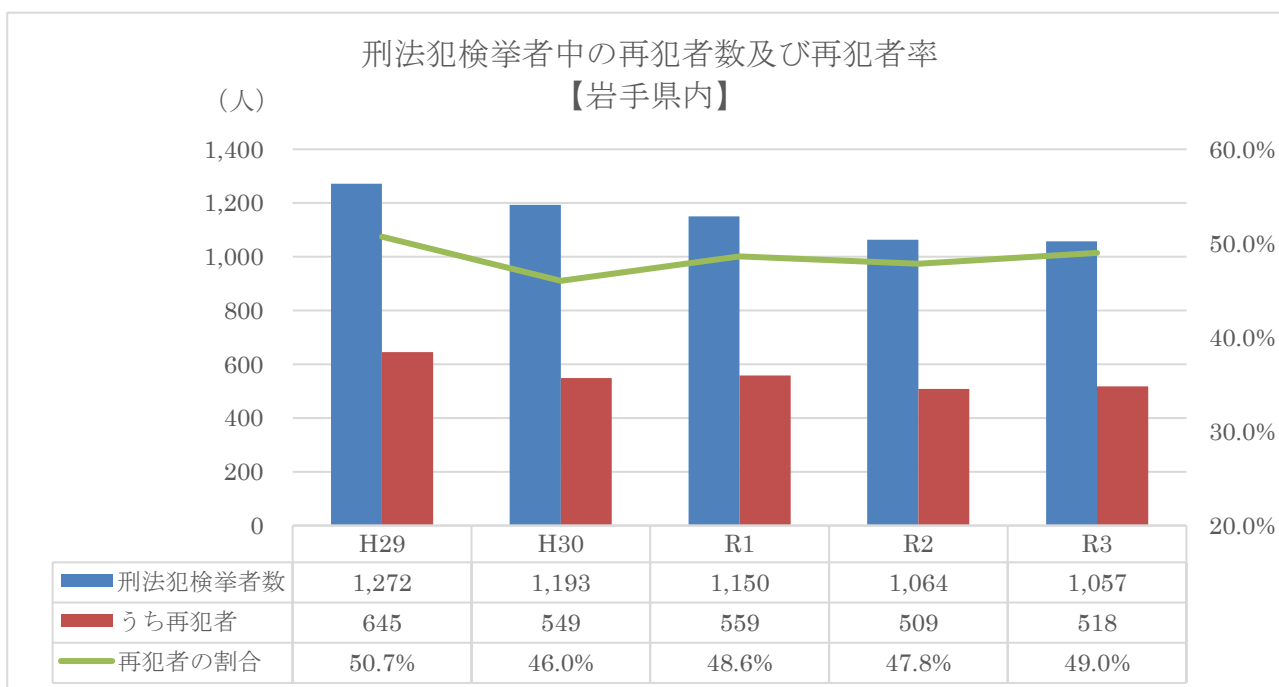
第2章 当市における再犯防止を取り巻く状況

1 再犯者の状況

釜石警察署管内における過去5年間の刑法犯検挙者数は、減少傾向にあり、刑法犯検挙者中に占める再犯者数は概ね横ばいで推移しておりますが、令和3年の再犯者率は57.1%となっており、岩手県内の再犯者率（49.0%）や全国の再犯者率（48.6%）より高い割合となっています。



< 出典：警察署別犯罪統計データ「法務省仙台矯正管区提供」少年を除く >



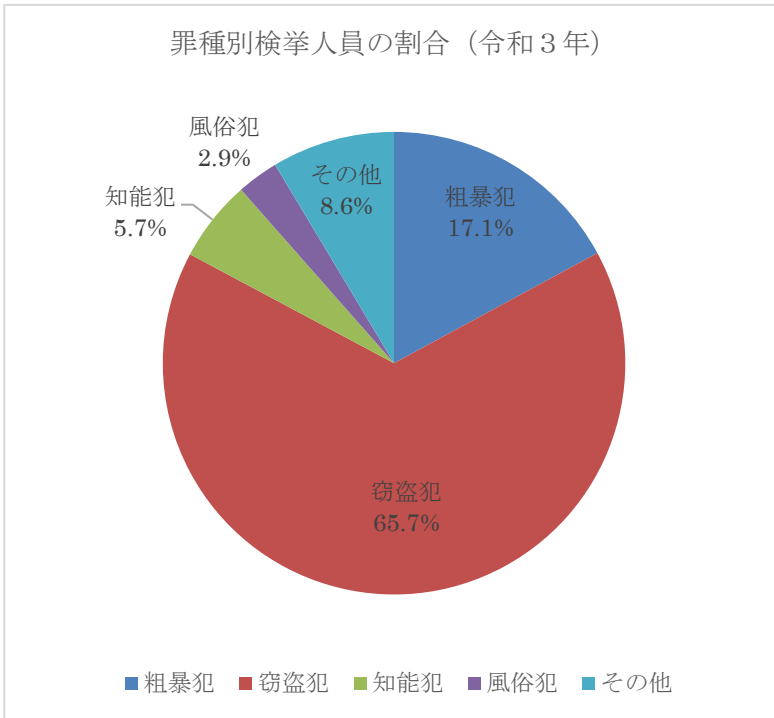
< 出典：法務省 >

2 検挙者の状況

釜石警察署管内の罪種別刑法犯検挙状況は、窃盗犯が約6割を占めており、再犯においても窃盗犯の割合が7割を占めています。また、犯行時の年齢別検挙人員の割合は65歳以上の高齢者が特に高く、過去3年間の平均で約3割を超えて占めています。

犯行時の職業別検挙人員の割合では、概ね半数が無職となっています。

< 罪種別検挙人員（刑法犯）【釜石警察署管内】 >

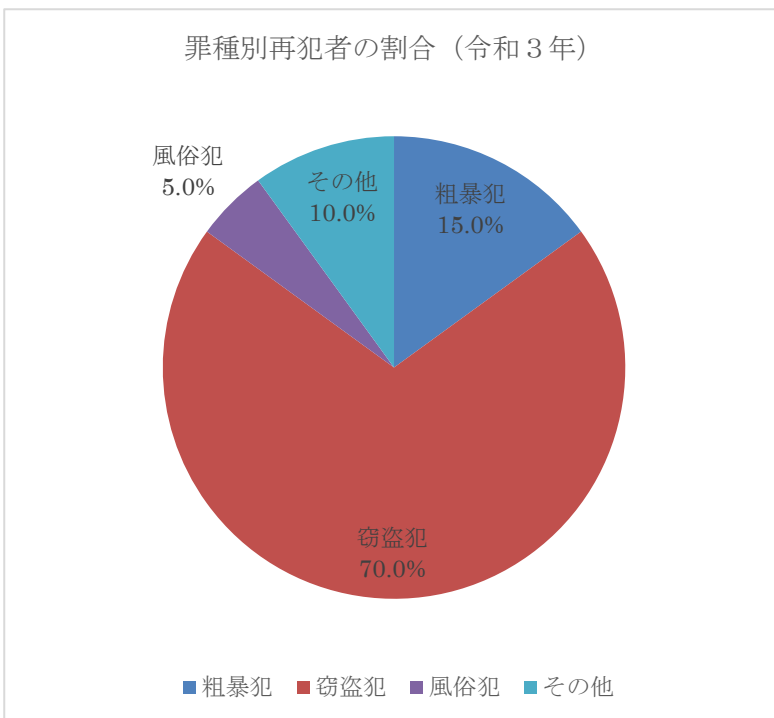


罪種別検挙人員（R3）

	人員	割合
粗暴犯	6人	17.1%
窃盗犯	23人	65.7%
知能犯	2人	5.7%
風俗犯	1人	2.9%
その他	3人	8.6%
合計	35人	100%

< 出典：警察署別犯罪統計データ
「法務省仙台矯正管区提供」 少年を除く >

< 罪種別再犯者人員（刑法犯）【釜石警察署管内】 >

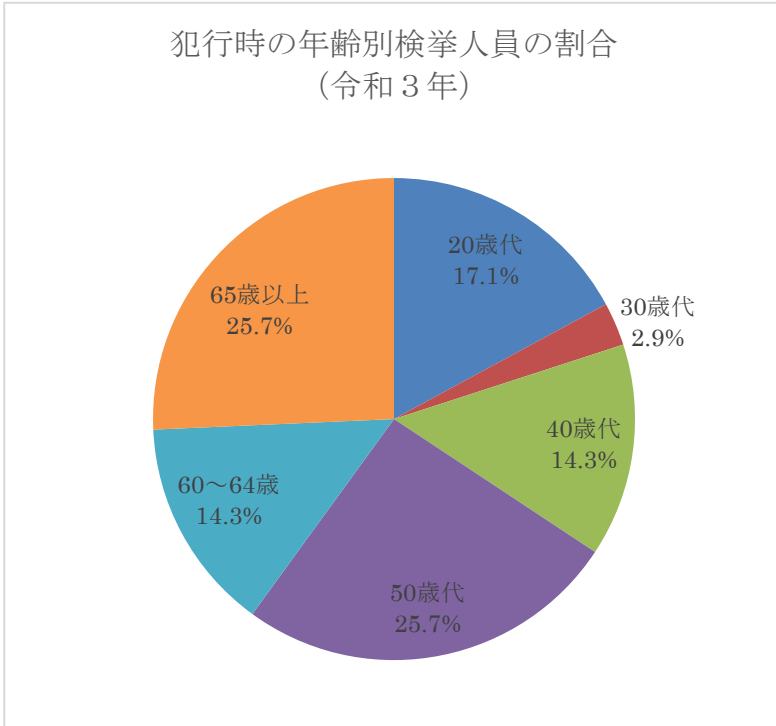


罪種別再犯者(R3)

	人員	割合
粗暴犯	3人	15.0%
窃盗犯	14人	70.0%
風俗犯	1人	5.0%
その他	2人	10.0%
合計	20人	100%

< 出典：警察署別犯罪統計データ
「法務省仙台矯正管区提供」 少年を除く >

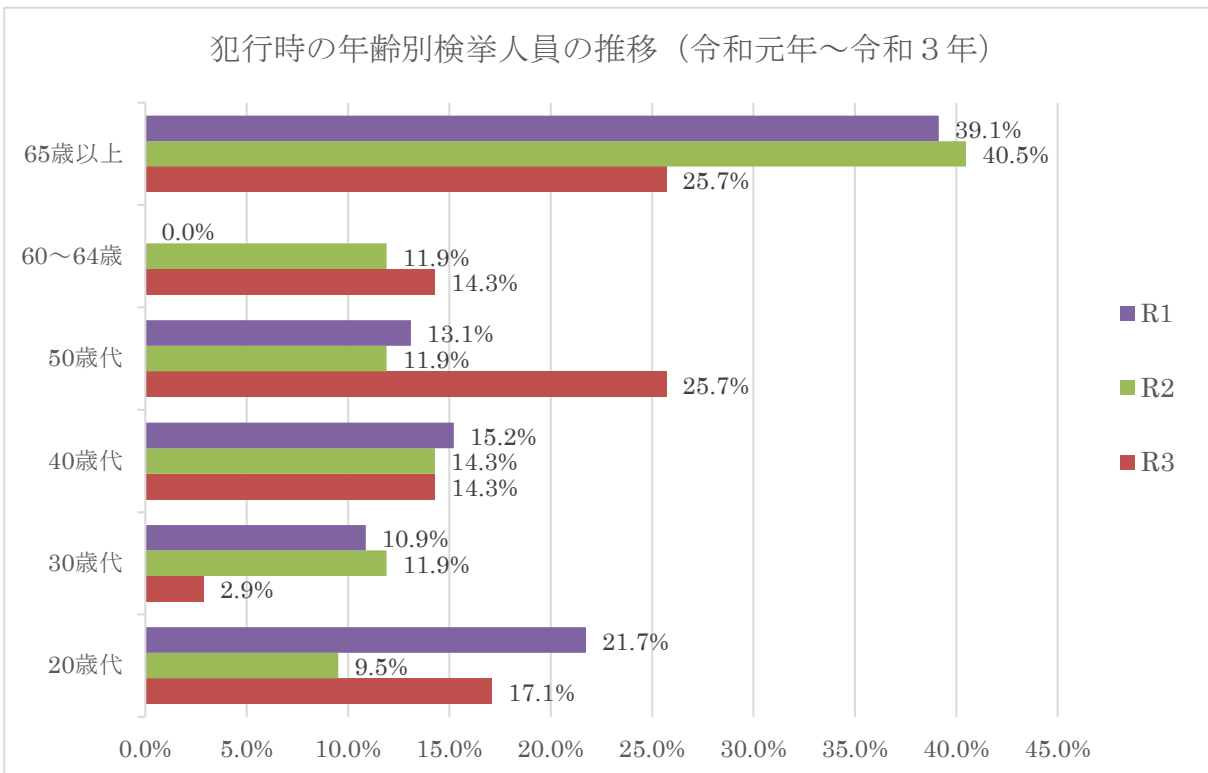
< 犯行時の年齢別検挙人員（刑法犯）【釜石警察署管内】 >



犯行時の年齢別検挙人員（R3）

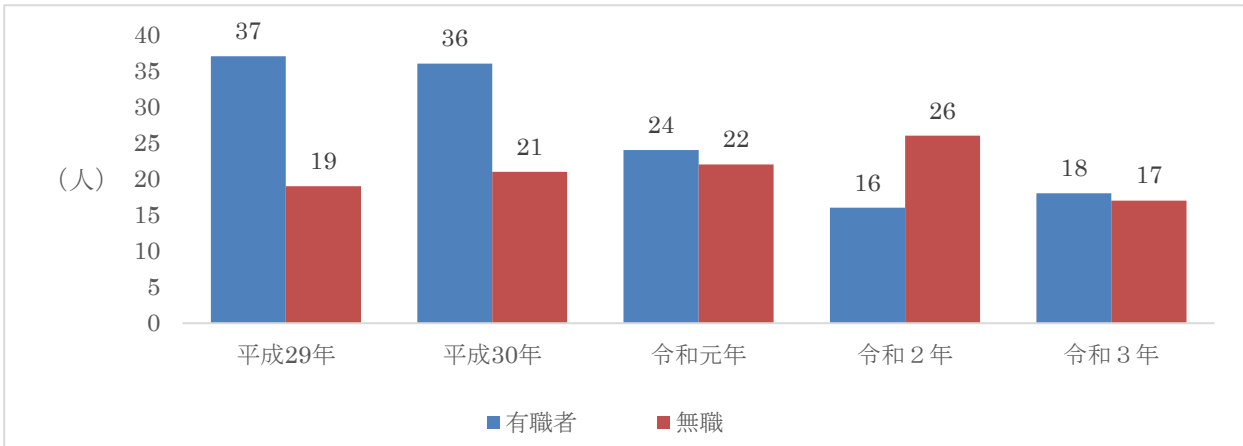
	人員	割合
20歳代	6人	17.1%
30歳代	1人	2.9%
40歳代	5人	14.3%
50歳代	9人	25.7%
60～64歳	5人	14.3%
65歳以上	9人	25.7%
合計	35人	100%

< 出典：警察署別犯罪統計データ
「法務省仙台矯正管区提供」 少年を除く >



< 出典：警察署別犯罪統計データ「法務省仙台矯正管区提供」 少年を除く >

< 犯行時の職業別検挙人員（刑法犯）【釜石警察署管内】 >



< 出典：警察署別犯罪統計データ「法務省仙台矯正管区提供」少年を除く >

3 更生保護活動に関わる状況

釜石地区の保護司の充足率は、現在においては10割を超えて推移しています。

保護観察者数は、平成30年と令和4年と比較すると4件増えており、各区分（1号～4号）においても増えている状況にあります。

保護司充足状況及び男女比（各年1月1日現在）

年別	保護司			男性		女性	
	定数 (人)	現員数 (人)	充足率 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
令和元年	42	41	97.6	28	62.3	13	31.7
令和2年	42	41	97.6	29	70.7	12	29.3
令和3年	42	43	102.4	29	67.4	14	32.6
令和4年	42	44	104.8	30	68.2	14	31.8
令和5年	42	44	104.8	30	68.2	14	31.8

岩手県保護司会連合会発行資料より抜粋

釜石地区における保護観察事件年間取扱件数（件数）

事件種別	1号	2号	3号	4号	合計
平成30年	3	0	0	2	5
令和元年	3	0	0	2	5
令和2年	4	0	1	3	8
令和3年	3	0	0	2	5
令和4年	2	1	2	4	9

岩手県保護司会連合会発行資料より抜粋

区分	内容		保護観察期間
1号	保護観察処分少年	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで、又は2年間
2号	少年院仮退院者	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号	仮釈放者	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号	保護観察付執行猶予者	裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され、保護観察に付された人	執行猶予の期間

第3章 重点施策における取組事項

1 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保

【現状と課題】

刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍になるなど、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置をはじめとする矯正施設、保護観察所や公共職業安定所（ハローワーク）が連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入や国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできました。

しかし、犯罪をした人等が生活の安定のために就労することについて、「前科等があること」、「求職活動に必要な知識・資格等がなく、円滑な求職活動ができないこと」、「社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持に必要な能力が身に付いておらず、職場での人間関係を十分に構築できないこと」、「適切な職業選択ができないことなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること」、「協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと」等の課題があります。

【施策の方向性】

利用可能な各種施策・制度の活用を含め、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

【関連する市の取組】

○就労支援の実施 【商工観光課】

就労希望者や就労に関する悩みを抱える人に対し、しごと・くらしサポートセンターにおいて、就労相談や適職診断等の個別支援を行います。

また、公共職業安定所、職業訓練協会、社会福祉協議会等と連携して、就職及び職場定着への支援に取り組みます。

○生活困窮者自立支援事業（自立相談支援） 【地域福祉課】

就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し、当該プランに沿って関係機関と連携して支援を行います。

○生活困窮者自立支援事業（就労準備支援） 【地域福祉課】

一般就労が困難なひきこもりの方や生活困窮者等に対し、日常生活習慣を整えたり、職場見学、ボランティア活動への参加などでコミュニケーション能力を高めるなどの社会的な自立のための支援を行います。

○生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） 【地域福祉課】

離職により経済的に困窮し住居を失うおそれがある人（失った人）に対し、就職活動の支援とそれを支えるため家賃相当額（家賃限度額あり）を有期で給付します。

○障がい者への就労支援 【地域福祉課】

障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所（就労支援）等と連携し、一般就労、福祉的就労の促進、障がい者理解促進などに取り組みます。

○高齢者への就労支援 【高齢介護福祉課】

シルバー人材センターと連携し、60歳以上で働く意欲のある健康な人に対し、臨時的かつ短期的または軽易な就業の機会を提供します。

○協力雇用主への支援 【財政課】

市営建設工事等総合評価落札方式において、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対して、社会貢献活動や地域貢献活動として加点を行います。

(2) 住居の確保

【現状と課題】

刑期満了による刑務所出所者の適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止を図る上で最も重要なことです。刑務所満期出所者のうち約4割の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることが明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、受刑者の釈放後における生活環境の充実や、更生保護施設（頼るべき人がいないなどの理由で帰住することができない人の一時的な居場所となる民間の施設）の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。

しかし、これらの更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。また、犯罪をした人等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま、再犯等に至る人も存在するなどの課題があります。

【施策の方向性】

地域社会で安定した生活が送れるよう、民間協力団体や関係機関と連携のうえ、適切な生活拠点の確保を推進します。

【関連する市の取組】

○市営住宅の提供 【都市計画課】

住宅に困窮している方の居住の安定を目的に、政令で定められた基準内の方に住宅を提供します。

○住宅確保要配慮者円滑入居住宅の情報提供 【都市計画課】

住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障がい者等）の入居を拒まない住居として県に登録される民間の賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録の情報を提供します。

○生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）[再掲] 【地域福祉課】

就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し、当該プ

ランに沿って関係機関と連携して支援します。

○生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）〔再掲〕 【地域福祉課】

離職により経済的に困窮し住居を失うおそれがある人（失った人）に対し、就職活動の支援とそれを支えるため家賃相当額（家賃限度額あり）を有期で給付します。

○障がいのある人の居住支援 【地域福祉課】

共同生活を営む住居（グループホーム）における日常生活上の介護や援助の実施、また賃貸契約による一般住宅への入居に当たって、必要となる入居支援の実施など、その特性に応じて安心して暮らせるよう、共同生活援助施設の整備や相談支援体制の充実及び情報提供を行います。

○養護老人ホーム等への入所措置 【高齢介護福祉課】

環境上及び経済的な理由等により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者等を、養護老人ホーム等に入所を措置します。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

【現状と課題】

高齢者（65歳以上）が、刑務所を出所後2年以内に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び入所した高齢者のうち約4割の人が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

国においては、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある受刑者等が、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所や福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設及び更生保護施設に対する社会福祉士等の配置促進や、地域生活定着支援センターを中心として福祉関係機関と連携しながら必要な調整を行う取組（特別調整）等を実施しています。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要なサービスへつながらない場合もあり、きめ細やかな支援を実施するための連携体制が不十分であることなどが課題となっています。

【施策の方向性】

更生して地域で自立した生活を送ろうとする方のさまざまな課題に対応するため、早期から切れ目のない相談支援に努めます。

また、すべての市民が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況を踏まえた保健、医療、福祉等のサービスの提供につなげるよう関係機関等と連携し支援を行います。

【関連する市の取組】

○地域包括支援センターによる包括的支援 【地域包括支援センター・まちづくり課】

高齢者やその家族からの介護や健康、福祉、医療や生活に関する身近な相談窓口として、保健福祉センター2階にある地域包括支援センターのほか、各地区生活応援センター（市内8ヶ所）や在宅介護支援センター（市内7ヶ所）を設置しています。また、地域包括支援センターには、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士を配置し、総合相談のほか権利擁護業務や介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などに取り組み、包括的に支援します。

○認知症総合支援事業 【高齢介護福祉課・地域包括支援センター】

認知症の早期対応・早期診断に向けた「認知症初期集中支援チーム」による活動や、地域の身近な

場所で気軽に相談できる個別相談会の開催、及び認知症の人や家族が気軽に集える「地域の居場所」として「認知症カフェ」を開催するなど、認知症施策に取り組みます。

○障がい者福祉の推進 【地域福祉課】

障がいのある人やその家族などからの相談に対して、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市や相談支援事業所が連携し、福祉サービス利用の情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行います。

○自立支援（精神通院）医療費助成 【地域福祉課】

精神に疾患を抱えた人に対して、必要な治療を継続して受診することができるよう、経済的な負担を軽減するため、通院に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。

○包括的相談支援体制の充実 【地域福祉課・地域包括ケア推進本部事務局】

社会生活の変容に伴い複雑化・複合化する課題に対し、制度のはざまを超え、断らない相談支援体制を整備・充実させ、社会とのつながりを回復するための重層的支援体制整備事業により、包括的な支援を実施します。

○社会福祉協議会による相談支援の充実 【釜石市社会福祉協議会】

日常生活自立支援事業や成年後見センターの運営等を通し、年齢の差異や障がいの有無にかかわらず、地域住民の暮らしの相談や支援に取り組みます。

○民生委員・児童委員による地域福祉の推進 【地域福祉課】

住民の身近な相談相手として、また、地域住民と行政等の関係機関をつなぐパイプ役として、見守りや支えあい活動の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を推進します。

○生活福祉資金の貸付 【釜石市社会福祉協議会】

所得が減少した世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯等に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、無利子又は低利子で資金の貸付を行います。

○生活保護制度 【地域福祉課】

経済的な理由などにより生活に困窮している人に対して、生活保護費の支給などを通じて、最低限度の生活を保障するとともに、就労支援や健康管理支援など自立に向けた支援を行います。

○「ダメ。ゼッタイ。普及運動」 【健康推進課】

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

3 学校等と連携した非行防止の取組の推進

【現状と課題】

全国の高等学校進学率は約 98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、令和元年において、少年院への新規入院者の 24.4%、刑事施設への新規収容者の 34.8%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院への新規入院者の 40.1%、刑事施設への新規収容者の 23.9%が高等学校を中退している状況にあります。

国は、高等学校の中退防止のための取組や中学校卒業後に高等学校等への未進学者及び高等学校等の中退者に対する就労等支援、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS 会（Big Brothers and Sisters の略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題があります。

【施策の方向性】

学校をはじめとする地域の関係機関や団体と連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための普及啓発活動に取り組みます。

また、非行等により通学や進学を中断した未成年に対し、関係機関等が連携した修学支援の取組を行います。

【関連する市の取組】

○青少年の健全育成 【地域福祉課・少年センター】

地域における青少年の非行防止について関係のある機関、団体、民間有志等が参加し、街頭補導活動・少年相談活動・青少年を取りまく有害環境浄化活動・地域に対する広報・啓発活動など青少年の健全育成に関する諸活動を実施します。

○社会を明るくする運動等の推進 【地域福祉課】

市民の犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く社会を明るくする運動を推進します。

また、毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、広報や啓発活動を積極的に実施し、再犯防止や更生保護に関し、地域住民の理解促進に努めます。

○「ダメ。ゼッタイ。普及運動」(再掲) 【健康推進課】

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

○不登校、学校生活、就学等についての教育相談 【学校教育課】

専門の教育相談員を配置し、幼児、小中学生の教育に関する、いじめ、不登校、問題行動、非行、子どもの学業や生活、就学に関するさまざまな相談に応じます。

また、教育支援教室を設置し、学校（小・中学校）に行けない児童生徒を対象に、学校へ行けるまでの間、勉強やスポーツ、野外活動などを通じて学習支援を行います。

○薬物乱用防止教育の推進 【学校教育課】

市内小中学校の児童・生徒を対象として、薬物乱用防止教室の実施を推進し、薬物の危険性・有害性について正しい理解を促します。

○子どもの居場所づくりの推進 【子ども課】

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童に対して、放課後の適切な遊び場及び生活の場を与え、その保護と健全な育成を図ります。

4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

再犯の防止等の取組は、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられており、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在となっています。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいるとともに、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていることや地域社会の人間関係の希薄化等により、民間ボランティア活動が難しくなっていること等の課題もあります。

再犯の防止等に関する施策は、住民にとって必ずしも身近な施策ではありませんが、住民がそれぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」が十分に認知されていないなど、関心と理解を深める必要があります。

【施策の方向性】

犯罪や非行等をした人の立ち直りを支える民間協力者を支援し、更生保護活動が活発になるように努めます。また、再犯防止や更生保護活動に関する啓発のため、「社会を明るくする運動」をはじめとする、普及啓発活動を推進します。

【関連する市の取組】

○社会を明るくする運動等の推進 [再掲] 【地域福祉課】

市民の犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く社会を明るくする運動を推進します。

また、毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、広報や啓発活動を積極的に実施し、再犯防止や更生保護に関し、地域住民の理解促進に努めます。

○岩手県更生保護協会への協力 【地域福祉課】

岩手県内における更生保護事業の充実を図るため、岩手県更生保護協会が行う更生保護事業に対し、補助金を交付します。

○更生保護団体への活動支援 【地域福祉課】

市の広報誌やホームページを活用して、更生保護団体の活動について広く周知し、市民の理解の促進に努めます。

○人権についての啓発活動の推進 【生活環境課】

再犯防止のためには地域社会の理解と協力が必要であることから、矯正施設出所者等に対する偏見や差別をなくすことについて、周知・啓発に努めます。

5 国及び県、民間団体等の連携による支援

【現状と課題】

関係機関・団体等がそれぞれ再犯防止の施策に取り組んでいますが、それらは機関や団体ごとに個別対応になりがちです。

相互の連携を強化し、関係機関・団体等が一体となって協力し支援する体制が必要です。

【施策の方向性】

国や県の関係機関、保護司会との情報交換・情報共有・連携強化を図ります。また、更生保護女性の会やBBS会、社会福祉協議会などとの連携も図りながら取り組みます。

【関連する市の取組】

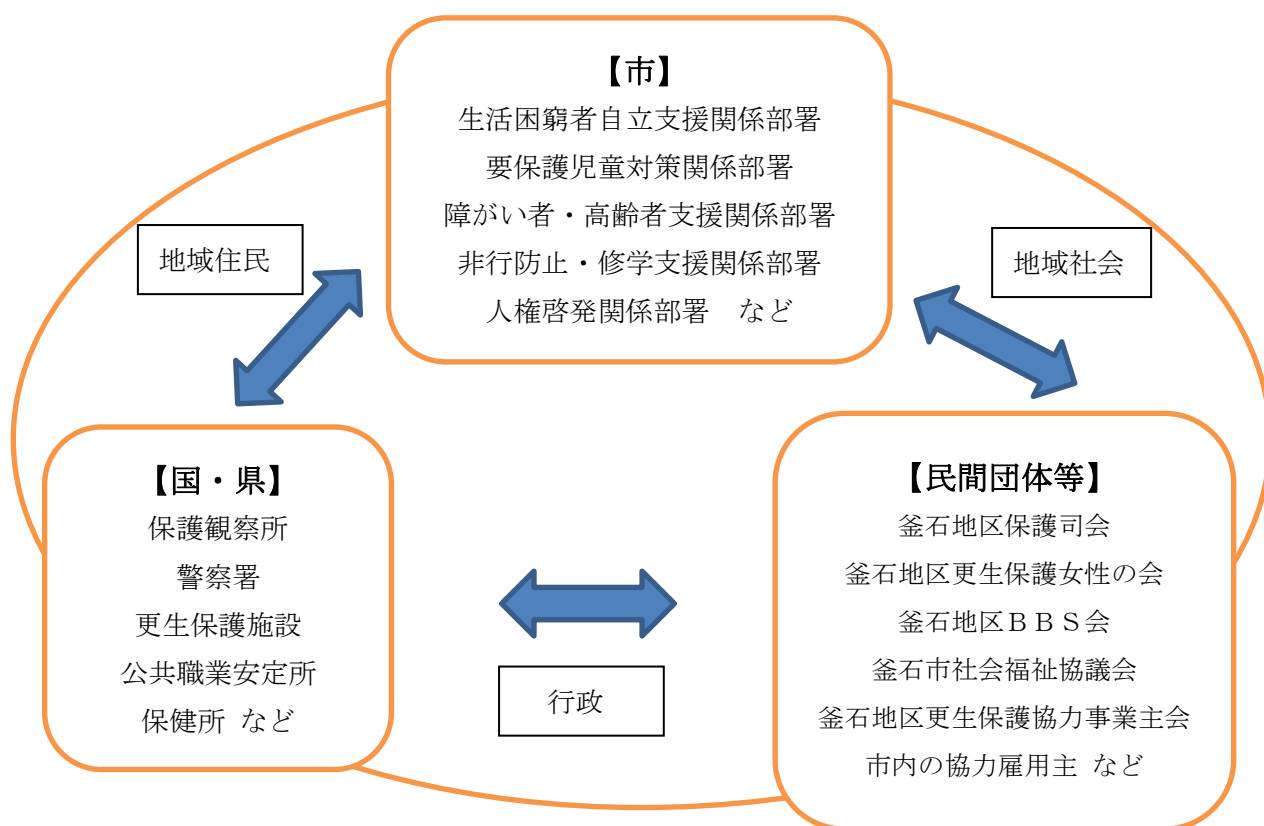
○社会を明るくする運動等の推進 [再掲]

【地域福祉課】

市民の犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く社会を明るくする運動を推進します。

また、毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、広報や啓発活動を積極的に実施し、再犯防止や更生保護に関し、地域住民の理解促進に努めます。

釜石市再犯防止推進に係る連携のイメージ図



第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

犯罪をした人等の立ち直りを支援するとともに、様々な理由で生きづらい思いをしている人に寄り添う安全・安心な地域社会を実現するため、市における再犯の防止等の取組を実施する庁内の関係部署を中心に、関係機関や民間協力団体等と十分な連携を図り、本計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行いながら、本計画を推進します。

また、本計画の推進に当たっては、市民の理解や協力とともに、関係機関や更生保護団体などとの協力や連携が不可欠であることから、「再犯防止推進連絡協議会」を設置し、情報共有や意見交換等を行い、地域における再犯の防止等の取組を推進していきます。

※釜石市再犯防止推進連絡協議会委員構成（釜石市再犯防止推進連絡協議会設置要綱から抜粋）

【委員構成】

	機関又は団体
1	釜石地区保護司会
2	釜石地区更生保護女性の会
3	釜石地区更生保護協力事業主会
4	釜石地区BBS会
5	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会
6	釜石市民生児童委員協議会
7	釜石市少年センター運営委員会
8	釜石市青少年育成委員
9	釜石警察署
10	釜石市保健福祉部

用語説明

●再犯者

過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者。

●認知件数

警察において発生を認知した事件の数。

●刑法犯

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。

●検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数。

●再入者

受刑のため刑事施設への入所が2度以上の者。

●補導人員

警察において触法少年として補導した少年の数。

●犯罪少年

罪を犯した14歳以上の少年（20歳未満の者）。

●触法少年

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。

●ぐ犯少年

保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年。

●非行少年

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年。

●協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

●矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

●刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所のこと。

●更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適正に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

●特別調整

受刑者や少年院在院者のうち、高齢又は障がいがあり、適当な帰住予定地がない者を対象として、出所後直ちに必要な福祉サービス等を受けられるよう、特別の手続きにより、生活環境の整備を行うこと。

●矯正就労支援情報センター（コレワーク）

全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズにマッチする者を事業所所在地のハローワークを通じて紹介することで、受刑者の就労を支援する法務省の機関。

●刑務所出所者等就労奨励金

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して支払う奨励金。

●障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施。

●刑の一部の執行猶予制度

3年以下の懲役または禁錮の刑を言い渡す際に、刑の一部の期間について1年以上5年以下の執行猶予とすること。

●地域生活定着支援センター

保護観察所等と連携し、高齢や障がい等により福祉の支援を必要としている矯正施設退所予定者等に対し、必要なサービスへつながるよう、支援する機関。

●BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）

非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

●法務少年支援センター

非行等に関する問題や、思春期の少年の行動理解等に関する知識・ノウハウを活かして、少年や保護者などの個人からの相談に対して情報の提供・助言等を行うほか、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携して地域の非行・犯罪防止に関する活動や支援を行う法務省の機関であり、少年鑑別所内に設置されている。

●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員で給与は支給されない。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、刑事施設や少年院から出所した人がスムーズに社会復帰することができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

●更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

●保護観察

非行や犯罪をした人が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司により指導と支援を行うこと。

保護観察の対象者は、主に次の4種類

- ・保護観察処分少年（少年）

非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年

- ・少年院仮退院者（少年）

非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年

- ・仮釈放者（成人）

懲役または禁錮の刑に処され、仮釈放を許された者

- ・保護観察付執行猶予者（成人）

刑の執行猶予とあわせて保護観察付の言渡しを受けた者

●釜石市地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、釜石市における地域福祉を推進するための基本的な施策の方向を明らかにする計画。令和3年度から令和7年度を計画期間としている。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

釜石市再犯防止推進計画

令和6年3月

発行 釜石市

編集 釜石市保健福祉部地域福祉課

〒026-0025

釜石市大渡町3-15-26

TEL 0193-22-0177

FAX0193-22-6375